

平成29年度第4回
東京都私立学校審議会（第766回）

平成29年7月18日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時 57 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第4回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります6件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年7月18日付、東京都知事名

記、1、日体柔整専門学校の目的変更認可について、世田谷区、外5件
以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第5号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の目的変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、日体柔整専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

日体柔整専門学校は、昭和61年12月10日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、柔道整復師を希望する者に対し、専門教育を施し、これに必要な知識及び技能を習得させることによって、優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする。」から「本校は、学校教育法に基づき、学生の個性を尊重した専門教育により、学問・技術を習得させ、人間性に溢れた教養並びに見識及び技能を体得した柔道整復師及び歯科衛生士を養成し、以て社会に貢献することを目的とする。」に変更します。

学校の名称は要項2に記載のとおり、「日体柔整専門学校」から「日本体育大学医療専門学校」に変更します。

課程・分野の名称は、要項3に記載のとおり、歯科衛生専門課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由は、口腔健康学科の新設により、歯科衛生専門課程が追加となるためです。

設置者は、学校法人日本体育大学で、理事長は松浪健四郎氏、校長は鈴木幸江氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、柔道整復専門課程において、柔道整復科の名称を整復健康学科に変更し、昼間部の総定員を150名から90名に、夜間部の総定員を60名から0名に変更いたします。

また、新たに歯科衛生専門課程を設置し、修業年限3年、総定員120名の口腔健康学科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照くだ

さい。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に幼稚園関係の案件でございます。議案第2号は幼稚園の設置者変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、松本幼稚園の設置者変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡により、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者名は、大野晃子氏。

新園長名は、大野正樹氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○吉田 済みません。いいですか、1つ。

○近藤会長 どうぞ。

○吉田 済みません。こういう機会に、学法化という話は出てこないのですか。

○議案担当者 はい。学法化についても幼稚園のほうに確認はしておりますが、この幼稚園の場合ですと、新設置者のもと、今後の体制について、学校法人化を含め検討していきたい

とのことでした。

○吉田 学法化は前向きであるということですね。

○議案担当者 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第3号は幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、中台幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園舎老朽化のため廃止するものでございます。

設置者は、宗教法人延命寺。

園長は、大塚隆道氏でございます。

園児の処置でございますが、平成28年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成28年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に小中高校関係の案件でございます。議案第4号及び議案第5号は高等学校の収容定員に係る学則変更認可及び中学校の廃止認可でございます。

これらは関連する議案ですので、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 議案第4号についてご説明いたします。

これは学校法人潤徳学園が設置しております潤徳女子高等学校の収容定員に係る学則変更

認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、昨今の普通科志向に対応するため、商業科の収容定員を減員し、普通科の収容定員を増員するものでございます。

変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。普通科の変更前の収容定員630名、1 学年 6 学級210名であるものを、変更後は105名増員し、収容定員735名、1 学年 7 学級245名にいたします。

商業科につきましては、変更前の収容定員105名、1 学年 1 学級35名であるものを、変更後は105名減員し、0 名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおりです。

いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 4 号についての説明を終わります。

続いて、議案第 5 号についてご説明いたします。これは学校法人潤徳学園が設置しております潤徳女子中学校における学校廃止認可でございます。

学校の名称及び位置につきましては、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、法人事業の見直しのため廃止するものです。

設置者は、学校法人潤徳学園で、理事長は鈴木又右衛門氏、校長は木村美和子氏です。

生徒の処置につきましては、要項 6 のとおり、平成15年度から募集を停止しており、平成17年 3 月をもって全員卒業しております。

教職員の処置につきましては、同法人内の高等学校に配置替えをしております。

指導要録等につきましては、要項 8 に記載のとおり、同法人内で保管いたします。

資産の処置につきましては、要項 9 に記載のとおり、資産は全て高等学校に移管します。

備考欄には校地、校舎面積、総定員等を記載しておりますのでご参照ください。

以上で議案第 5 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第6号は各種学校の設置認可でございます。

議案第6号は第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

8月の審議会は例年どおり休会、次回は9月を予定しております。日程及び会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時09分閉会